エコポイント対象住宅証明書の発行業務のご案内

株式会社　広島建築住宅センター

平成２１年度追加経済対策に位置付けられた『住宅版エコポイント制度』のうち、新築住宅に係る「エコポイント対象住宅証明書」の発行業務を始めました。

１．業務の内容

証明依頼された住宅が、エコポイント対象住宅判定基準へ適合している場合、当該住宅に係る「エコポイント対象住宅証明書」を発行します。

・業務要領
・約款

２．業務区域

広島県内全域

３．エコポイント発行対象となる新築住宅

（1）省エネ基準（平成 11 年基準）に適合する木造住宅
（2）住宅事業建築主基準（省エネ基準＋高効率給湯器等）に適合する一戸建ての住宅
（3）エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）に適合する共同住宅等

また、上記のほか、平成 21 年 12 月 8 日以降に建築着工し、補正予算の成立日以降に、原則として、工事が完了し、引き渡された住宅であることが必要です。

４．業務開始日

平成２１年１２月２４日

５．料金（消費税を含む）

（1）一戸建ての住宅
①省エネ基準による場合　　１３，０００円
②住宅事業建築主基準による場合　　１５，０００円（８，０００円）
※（　）内は、省エネ基準の審査が省略できる場合の料金。
（2）共同住宅等　　別途協議により決定します。

６．申請書式

・エコポイント対象住宅証明依頼書
・変更エコポイント対象住宅証明依頼書

８．その他

「住宅版エコポイント制度の概要」については、国土交通省の下記 HP を参照してください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000017.html

※お問い合わせは、建築課の吉川・外山・遊佐まで（TEL ０８２－２２８－２２２０）